

令和元年度 第6回（9月）定例教育委員会会議録

1. 開催場所	名張市役所 庁議室
2. 開催日時	令和元年8月29日(木) 午前10時～午前12時
3. 出席委員	上島和久教育長、瀧永善樹委員、川原尚子委員、辻愛委員、丸下純一委員
4. 欠席委員	
5. 事務局	高嶋正広教育次長、草合要平教育改革担当理事、大西哲教育総務室長、山村浩由学校教育室長、山崎博史教育センター長、宮前浩幸文化生涯学習室長、松本孝寿図書館長、山口敦司市民スポーツ室長、田中弘二国体推進室長、金森國康教育総務室教育総務係長(書記)
6. 議事	下記のとおり

(教育長) 皆さんおはようございます。第6回の定例教育委員会ですが、9月分の前倒しで本日開催をさせて頂きました。今年に限り学校休業日を変えまして、本日から2学期が始まります。夏休み中は大きな事案も事故もなく過ぎまして大変良かったと思っています。始業式等の様子も事務局から問い合わせをして、子ども達の状況をしっかり把握していきたいと思えます。それでは座って失礼します。ただいまから令和元年度第6回定例教育委員会を始めたいと思えます。議事に入ります前に本日の会議の公開についてお諮りをいたします。本日の会議の事項中、報告第26号 臨時代理した事件（令和元年度9月補正予算要求）の承認について、その他の項の義務就学者の就学校の変更について及び児童生徒の問題行動について（7月分）につきましては、名張市教育委員会会議規則第8条の規定により、非公開とする事を提案したいと思えます。委員の皆様方にはご異議ございませんか。

(委員) 異議なし。

(教育長) ありがとうございます。ご異議がないようですので、これらの案件につきましては非公開として会議を始めたいと思えます。それでは事項書に基づき進めていきます。

1 報告

第26号 臨時代理した事件（令和元年度9月補正予算要求）の承認について【非公開】

第27号 臨時代理した事件（小学校空調設備整備工事請負契約）の承認について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。委員の皆様方からご意見、ご質問等ございましたらお出し願いたいと思えます。はい、どうぞ。

(委員) 契約の方法がよく分からないのですが、この随意契約と条件付き一般競争入札ではどう違うのですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 随意契約としている2つの小学校の整備につきましても、条件付き一般競争入札を行っております。ただ、市の予定価格の関係で入札が不調となりましたので、その入札に参加頂いた業者に再度入札をして頂き、結果として随意契約ということになりました。

(委員) 条件付き一般競争入札というのは、一定の条件を満たした複数の業者が参加されて競争される訳ですね。

(事務局) はい。ホームページに一定期間、仕様書等の発注情報を公告して募集をします。その時に一定の条件を付しますが、その条件と言いますのは、ひとつは市内の業者であるとか、同等の工事実績があるとかといったものになりますが、その条件を満たしていれば、登録業者であれば入札に参加することが可能となります。2つの小学校の工事でも、その入札制度により手続きを進めておりましたが、入札価格が市の設定した条件に合わなかったので不調になりました。ただ、工事は急ぎますので、この臨時議会で可決をして頂く必要があります。そのため、この条件に合う中で再度業者に入札をして頂いて、随意というのはもう一度やり直した中での契約となりますので、随意契約という事になります。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 条件というよりも再予定価格を設けることとなります。入札制度では予定価格を下回らないとその入札が不調に終わり、本来、再度、設計を見直すなど事務をやり直すこととなりますが、今言わせて頂いたように期限があって、どうしても急ぐという場合には、入札に参加された事業者の中で一番低い価格で入札された企業にもう一度見積りを出して頂き、その企業と契約を締結することが出来まして、それがこの随意契約というものになります。今回、その業者が予定価格を下回った価格を出して頂いたので契約をさせて頂いたという事です。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 工事の内容が少なくなるとかそういう事はないですか。

(事務局) いや、それは全くありません。

(委員) その事によって求める工事が出来ないという事では困ると思いましたが、聞かせてもらいました。ありがとうございます。

(事務局) はい、それは一切心配頂く事はございません。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) はい、今のご説明大変良く分かりました。要はもう一度条件付き一般競争入札をするにはタイミングがなかったという事ですね。

(事務局) そうです、はい。

(委員) 最初一回設けられた入札のタイミングで複数の業者があったが、金額が合わなかったため、他の全ての業者でもう一度、入札をせずにその中で一番低い業者に再度見積りを出

してもらった訳ですね。

(事務局) はい。ただ、今回の場合は入札に参加されたのは1社だけでした。最初応札予定で登録された業者は4社ありましたが、実際入札に参加されたのは1社でした。予定価格を上回っていても、一番低い企業に再度見積書を提出して頂くというのがルールとなっています。

(教育長) よろしいでしょうか。

(委員) はい。手続きは随分理解出来てきました。今回の入札には教育委員会、市の中ではこういった部署が公正をきす為に立ち会っているのか、教えて下さい。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 総務部の契約管財室が担当しておりまして、我々は一切その入札には関わらないこととなっています。もちろん入札希望のある方の工事に関する質問にはお答えしますが、入札の場、開札の場には一切立ち会いません。

(教育長) 直接の関係者が入らないという事ですね。

(委員) はい、分かりました。

(教育長) よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 学校を分けて工事を発注するのは、1月15日までに完成させたいという事のように聞かせて頂きましたが、1社で4校分持つ訳ですね。大丈夫ですか。

(事務局) はい、それは大丈夫です。工期もありますし、出来るだけ多くの市内の業者に受注の機会を得て頂くという事もありますので、6件の工事に分割いたしました。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 今回の工事期間における学校現場での安全対策、子ども達の安全な教育環境の整備についてはどのような配慮をされているか教えて下さい。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 主に2学期の工事になります。その中では土曜日、日曜日を中心に工事を行います。場合によっては放課後になると思いますが、学校とも調整をしながら工事を進めていくという事で現場と工事事業者、市とで調整をしている所です。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) ご父兄の方にはそういった連絡はされていますか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 学校から学校通信を出して頂きまして、2学期に工事が始まるという事でご案内をさせていただきます。

(教育長) 加えてもう一度確認をして、保護者、或いは関係の地域の皆さん方等にはきちんと工事の状況、或いは安心安全の面についても、伝えていく事を再度徹底して下さい。はい、どうぞ。

(委員) 今の教育長の話に付け加えさせて頂く感じですが、私の周りの保護者の間では夏休み中にもクーラーが設置されると思っている保護者の方が結構いますので、まだ十分に

周知出来ていない状況にあるのかと感じていますのでよろしくお願いします。

(事務局) はい。

(教育長) 夏季休業期間の変更は、暑さ対策ということも理由としてあったことから、夏休み中にエアコンが設置されないという事も、当然周知をされているはずですが、徹底されていないという事も今聞かせて頂きました。安全対策も含めて、きちんと学校から学校便りか出来ればプリントの形で、通知をして頂く方が良いと思います。現場としっかりと調整を取ってもらってよろしくお願いします。はい、どうぞ。

(委員) 今回の資料の表を拝見しまして、契約が6件という事で契約金額の合計金額を1行設けて頂く事が可能かと思えますけどいかがですか。今後という事ですけど、事業規模がやはりその方が分かりやすいです。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい、合計金額を最後の欄に掲載するという事で、今後対応させていただきます。

(委員) よろしくお願いします。

(教育長) 他いかがですか。はい、それでは報告第27号につきましては既に臨時議会で議決をされている内容ですが、教育委員会として承認をしたいと思えますがいかがでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) はい、ありがとうございます。それでは原案通り承認という事で対応をしたいと思えます。

2 議案

第19号 名張市体育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について(具申)

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。委員の皆様方から何かご意見があったらお出し下さい。はい、どうぞ。

(委員) はい、条例とは離れますが、ホッケー場のセレモニーが終わりまして、市民の注目度も高く、この中でどのような競技が出来るのかということに非常に興味を持っていますが、その辺についての規定等というのはもう進められているのでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい、県内初のホッケー専用競技場という事で謳っていますが、実際の所は、人工芝の痛み等がありますので、スパイクとかそういった鋭利なもので突くような用具を用いるスポーツは出来ないという規定を今作っています。この施行日前までにはきちんと皆さんに周知出来るような看板等も作らせて頂きます。

(委員) はい、ありがとうございます。特に市民の方の要望が多いサッカーに使えるのかということに関心が高いですので、スパイクの使用の有無も踏まえて、折角良いものが出来ま

したので幅広く使えるような方向で、規定を作って頂きたいと思います。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい、要望等は頂いておりますので、その辺りも充分検討させて頂きまして、作らせて頂きたいと思います。

(委員) はい、ありがとうございます。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 10月1日の施行前までにどのようなスポーツ利用が可能かについて規定を作っていると伺いましたが、規定の内容については公表の予定はありますか。要は看板という説明がありましたけど、通常市民の方、特に市外の方はホームページ等でアクセスされて利用を希望される方がいるのではないかと思います、その辺りはいかがですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい、その辺りも含めて検討させて頂きます。特にホームページ等を活用させて頂きたいと思っています。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) はい、是非ともお願いしたいと思います。市民目線で見たと時に、ホッケー場が出来たけど使うとしたらどこへ行ったら良いか、どこへ聞いたら良いかということがまず分かりません。そのため、やっぱり市のホームページを見た時に、ホッケー場が新しくなりましたと、皆さん使って下さいとアピールして頂く時に、やはり担当窓口がはっきりしている必要があります。非常にアクセスがしやすいという事も利用の向上には繋がるのではないかと思います。お尋ねですが、現在推定で、市内でホッケーをする人、何人、何団体あるか、手元の計算では何人ぐらいを見ておられますか。要はこの利用料金額があがっていますけども、ホッケー場としまして年間収入はどれぐらいを見込んでいるかを教えてください。

(教育長) 事務局。

(事務局) 手持ちの資料がありませんので、詳細な数値は持ち合わせていませんが、現在把握していますのは、市内の利用では高校ホッケー部の利用です。地域の利用はグラウンドゴルフ等がありますので、そういったものの使用、利用も考えています。市外の利用は、国体までの間に三重県のホッケー協会が使うという事を聞かせてもらっています。ただ、その辺りの人数等を計算していない部分もありますので、計算して報告させて頂きます。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 市の施設ですので必ずしも収益を目的とした施設ではない事を重々承知しているつもりですが、これだけの費用をかけて、国体だからという大義名分はあるにしても、利用の頻度について、あらかじめやはり概算でも良いですから、収支計算を行う事は必要ではないかなと思います。そうでないと、最悪のパターンで言いますと国体が終わった後で誰もアクセスしない、誰も使わない、収入も見込めない、利用の仕方も非常に市民目線でないというような事が起きた場合に、それは最初の立ち上がりの時の対応が悪かったのではないかなという責任は、やはり教育委員会が負うものですから、その事をよく踏まえて、国体前

だからこそ市外からの方が来て頂けるように、もっと誘致活動をする、広告宣伝活動をする。その時には名張市に来て頂くにあたっての宿泊とか、交通とかのプランもあわせて提示するとか、気の利いたサービスもしない限りはホッケーだけ来てくださいと言っても誰も来ません。ましてや市内の人もホッケー場だし、自分に関係ないと思っています。そういうような事がないように、是非とも有効利用を図って頂きたいなと思います。是非ともご検討頂きたいと思います。いかがでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい、委員の思い、充分聞かせて頂きましたので、事務局でもしっかりと皆さんに使って頂けるように検討させて頂きたいと思います。

(委員) はい、よろしくお願いします。

(教育長) 他いかがですか。はい、どうぞ。

(委員) 使用料の確認ですが、3時間団体利用の場合は1500円、半面は750円で、学校利用は1/2という事でしたが、その後で市外は2倍というお話しだったと思います。例えば他府県の高校とか大学が合宿で使う時は学校ですから3時間につき1500円という考えで良いですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) その通りです。学校に該当しますので、1/2の750円ですが、市外利用ですので2倍の1500円となります。

(委員) 分かりました。もうひとつですが、繰り返しですがPRをしっかりして稼働率を上げる事が大切です。この近くでもホッケーの強い大学もありますし、この辺は合宿等で必要だと思います。宿泊施設とかのサービスも考えて、大学の方へしっかりアピールして頂いたら関西では結構需要があると思います。多くの大学でホッケー部はあると思いますし、ラクロスもこんな所で使えるのではないですか。利用できる色々な競技を考えて頂いて、稼働率を上げるよう取り組んで頂きたいと思います。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) はい、おっしゃる通りでラクロスは学生に取って非常にお洒落なスポーツで人気があります。関西圏の大学にはほとんどあるのではないかと思います。もし、このホッケー場もラクロスが可能であれば、かなりアピール度合も違ってくると思います。それと同時に今後この使用が始まったら、どれだけの利用があったか適宜、教育委員会でご報告頂く事になると思いますが、最初に利用の稼働の予算と言いましょうか、目標を立てて頂いて、それに対しての報告という形でお願いしたいと思います。そうでないと自然に任せてあんまり入らなかったという報告だけ聞いても、何の為のホッケー場か、これだけお金かけてやっているのに何の意味があるのかと思いますので、やはり目標を上げてそれに対する実績という形での報告を翌年はお願いしたいと思います。それと維持管理費、ホッケー場を造るのに、かなり費用がかかっています。そのため維持管理費についても併せて報告を頂きたい。要は収入と併せて維持管理費、収支の均衡は保っておらず、大きく差があると思いますけども、

それは実態としてきちんと報告を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 委員のおっしゃる通り、しっかり目標を立てて、利用状況、実績、維持管理費、また収支についても報告をさせて頂きたいと思います。

(教育長) 他よろしいですか。はい、どうぞ。

(委員) 窓口はどこかという話ですが、どこへ申し込みに行ったらよろしいですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 10月1日までは市民スポーツ室が窓口となります。

(委員) それ以降は。

(事務局) 以降も申し込みは教育委員会事務局でさせていただきます。

(委員) 体育館の申込み体育館の窓口で、テニス場等の体育施設も同じですよ。

(事務局) はい。

(委員) これだけは教育委員会ですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) ほぼすべての体育施設は指定管理者に管理をお願いしていますが、施設を指定管理する場合には、管理費と収入がどれ位になるかというのがしっかりと分からないと、指定管理料を決められない部分がありますので、1年、2年程度は市で直接管理をさせて頂いて、維持管理費用とかそういうものが大体どの程度というのが把握できた時点で、指定管理に移行して行く予定です。

(委員) 管理の実績が出てからという事ですね。それなら結構です。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 新田ゲートボール場も同じような形になりますか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい、現在は新田のゲートボール場も事務局で申請も全部受理しています。ただ、指定管理委託の変更が来年4月からありますので、以降は指定管理業務に含めます。

(委員) 良く分かるように市民に啓発しておいて頂きたいと思います。

(教育長) よろしいでしょうか。それではこの件につきましては、9月議会で議案として提案しますので、委員の皆様方が出して頂いたような質問も出てこようかと思います。事務局としてしっかりと準備して頂くと共に有効活用が出来るよう最大の努力をお願いしたいと思います。私から質問ですが、学校等の利用の中で、学校は非常に安い料金設定で利用して頂く訳ですが、先程出ていました、例えば大学の合宿で長期間使うとなってくると占有してしまうケースが出てくる可能性があると思います。学校等の扱いを明確にして、市民サービスの為に利用料を下げていくというのも大事ですが、やはり維持管理も必要ですので、適正な価格を改めて考えていかなければならないと思いますので、検討をよろしく願いしたいと思います。この件についてはよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) それではこの議案第19号につきましては原案の通り教育委員会として議決という事でご異議ございませんか。

(委員) 異議なし。

(教育長) はい、ありがとうございます。それではこの件については議決という事で処理をさせていただきます。

第20号 図書館協議会委員の委嘱及び任命について

(事務局説明)

(教育長) 説明が終わりました。何か委員の皆様方からご意見、ご質問ございましたらお出し下さい。はい、どうぞ。

(委員) 現在の9月30日までの任期の中で協議会会長、副会長はどなたになりますか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 社会教育委員会で選出して頂いています澤田様に会長を、三重県立図書館主査の中川様に副会長をお願いしています。

(委員) 協議会は10月中に1回目という事ですが大体年間何回開催されて、どのような内容を主に審議されているのでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 例年1回開催の年もあれば2回開催の年もありますが、通常10月に開催しており、次年度の計画・予算、中間報告を内容としています。また、3月に開催した際の内容は当該年度の総括と、来年度以降の事業内容等についての提案なり、協議をお願いしています。

(教育長) はい、他はいかがですか。はい、どうぞ。

(委員) 本来10月1日からの任期に対し、4月1日からの任期になっている方がおられますが、校長会の人事異動の関係で交代されているのですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい、この件は先の定例教育委員会でお諮りさせて頂いたように思います。

(教育長) よろしいですか。はい、この件につきましては承認という事で処理をさせて頂きたいと思います。続きまして、その他の項目に入りたいと思います。

3 その他

1) 義務就学者の就学校の変更について【非公開】

2) 令和2年度9月1日現在の児童・生徒数及び令和2年度児童・生徒数の見込みについて

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。委員の皆様方からご意見、ご質問がございましたらお出し下さい。はい、どうぞ。

(委員) 聞き洩らしたかもしれませんが、入院等された児童のそれぞれの先生、担任は今おられないということですか。

(教育長) 事務局。

(事務局) 学級で1名しか子どもがいない場合は、その子がいなくなると当然その対応する学級が無い状態ですので1名削減となります。それを際限の状態と言いますが、通常、講師で配置という形になっています。

(教育長) ご承知だと思いますけども、際限学級は正規の先生は基本的には充てられませんので、元々4月当初からこの学級とは指定はありませんが、学校への配置される教職員については、正規の先生からこの際限学級は講師に変わっています。いつ何時、ここは特別支援学級1人でありますけども、ちょうど通常学級も例えば40人の所、41人になっても際限ですから、41人になって2学級ある所を途中で40人になったら指定学級になってしまいますから、そういう場合の教職員の任用につきましては、正規ではない職員を充てているという事です。はい、どうぞ。

(委員) そうすると子どもが3学期になって退院して学校へ復帰してきたら、教師は配置されると思いますが、その時は辞めている講師がそのまま今度も引き続いて来てくれるのですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 講師の状況にもよりますが、中々その期間だけずっと待っているという事は難しいです。市の状況で他にも講師を充てなくてはいけない場合もありますので、上手くタイミングを取って配置できれば良いですが、今回のケースでも結果として現在講師がいないという事は事実ですけども、その子どもが戻ってくる時期にもよります。例えば3月に戻ってきても残りの少ない期間で充てられるかというのと難しいと。では、どうなるのかというと、現在、存在している特別支援学級に入ってもらえないという場合もあり得るという事です。そこは県の方に判断して頂きます。

(委員) よく分かりますが、子どもにとって考えてみたら、例えば1月の終わりに帰って来たら2月と3月がある訳ですね。前の担任の先生の所へ帰ってきたいなと思う気がします。ただ、それをしようとすると講師はその間ずっと待機しておかないといけないので、無給で待たす訳にはいかないというのはよく分かりますが、何とかならないかなという思いです。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 本当におっしゃる通りで、子どもにとってはその通りですが、先程言った事情でやはり講師の数が基本的にとっても厳しい状況の中で、色々な事が背景にありまして、ご理解頂けたらと思います。

(委員) すいません。よく分かっていますが申し訳ありません。

(教育長) 最近は、県もかなり1人学級であっても認可をしていますが、今まではほとんど1人学級の場合は認可されていなかったと思います。それが、例えば1月の3学期当初から復帰するとしても認可するかどうかは県が判断する事で非常に厳しい状況であるのは変わらない。4月の段階で学級があったのに、子どもが抜けてしまった為にその年度はそのまま学級のない状況で終わってしまうという事も起こり得る事ですが、これは県が判断する事ですので、自治体では何とも出来ない部分があります。気持ちはもう委員のおっしゃる通りで、子ども、保護者の事を考えると、もう少し何とか手段はないのかという事もありますが、諸事情の中では致し方ないのかなと思っています。そういう意味で際限学級、特別支援学級、通常、普通学級の場合でも同じですけども、教職員の配置というのは非常に厳しい所がありますし、講師も非常に希望される方が少なくなって、不足している状況です。三重県だけではなくて他府県ではもっと切実な問題がある事も、メディアで報道されているとおりです。他ございませんでしょうか。それではこの件につきましてはこの程度で終わりたいと思います。

3) 児童生徒の問題行動について (7月分) 【非公開】

4) 図書館だより (2019年9月号 No.335)

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。それではこの程度にさせてとどめておきたいと思います。

5) その他

・各所属からの諸事項

(事務局) 事業の周知ですが、まず、名張薪能を10月13日の日曜日に市役所前の市民広場で開催する事にしております。お時間ございましたらどうぞご覧頂きたいと思います。続きまして、名張薪能を開催するにあたり事前学習会を企画しました。こちらは9月7日土曜日、教育センターで実施します。能を舞って頂きます能楽師の上野朝義先生にお越し頂いて事前学習会を開催します。まだ若干の余裕がありますので、興味がありましたら参加頂きたいと思います。次に壬申の乱と万葉の時代の伊賀というタイトルで名張市と伊賀市と三重県、三重県の伊賀庁舎がメインの開場ですが、連携展示をいたします。市民ホールに展示スペースを設けて、パネルを幾つか使った小さな展示ですが、この展示を通しまして名張市、伊賀市、三重県が連携してこの時代の伊賀の様子を紹介しようと。それに合わせて斎宮歴史博物館、埋蔵文化財センター、三重県総合博物館M i e M uにも足を運んで頂きたいという事で、こちらは三重県、伊賀地域防災総合事務所が音頭を取って企画した内容になっていま

す。期間が9月3日から10月18日までです。市役所にお立ち寄りの際で構いませんので覗いて頂けたらと思います。

(教育長) はい、説明が終わりました。何かこの件についてご質問、ご意見ございませんか。私から再度お願いですが、10月13日の薪能につきましてはかなり久しぶりに開催するものですので、是非、知人、ご家族お誘い合わせの上、ご来場頂きますようお願いしたいと思えます。またその為の事前学習会も上野先生が忙しい折来て頂きますので、機会がありましたら是非とも、こちらも聴いて頂ければと思えますのでよろしくお願ひします。他の室長さん等ございませんでしょうか。はい。どうぞ。

(委員) すいません。ひとつ教えて下さい。昨日ある会議で名張市に外国人の在住の方が千人を超えたという話を聞かせて頂いて、県内でも増加率が2番ということでした。だいぶ増えているようですが、学校の方ではどんな状況か教えて頂いたらと思えます。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい。今正確な人数は持ち合わせていませんが、人数的に少しずつ増えているという状況ではあります。

(委員) 特定の学校に集中していますか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 複数の学校に在籍しています。

(委員) そうすると対応が大変だと思えますが。

(事務局) 子どもも日本語が話せる子と全く話せない子とに分かれます。まだ名張では外国人の児童生徒は基本的には少ないですが、全く話せない子が概ね数名程度です。その子達については、ひとつは学校が基本的には探されている事が多いですが、ボランティアの方に日本語を指導して頂いています。或いは日本の生活面をサポートしてもらっています。それらについては学校、教育委員会で1日千円の報償費をお支払いしています。それから県から日本語指導の巡回相談員がいて、これは県事業ですので巡回数は少ないですが、そこでのサポートがります。合わせて今回の補正予算で予定をしている外国人児童生徒に対する日本語指導の方を雇用して、日本語指導を専門的にしていくと、イメージ的というと県から巡回してもらっているのは回数が少ないので、市でその方を雇って全く話せない子どもを中心に支援していくということを考えている所です。

(教育長) 私から少し補足しますが、先程の補正予算の説明でもありましたが、学校における外国人児童生徒サポート事業を計上しています。国の地方創生推進事業の対象事業で事業費の144万の1/2は国費で賄います。事業に関する数値ですが、外国籍の児童生徒ですが、昨年度は小中学校合わせて4校、小学生が7人、中学生が3人でした。今年につきましては5月1日現在、小学校11名、中学校3名、学校の校数は7校に増えています。そして、この2学期からは更に、小中合わせて3名増えて、17名になります。その内訳をみますと、日本語の会話は出来る、いわゆる簡単な文を読んだり書いたり出来るのが6人。日本語の会話は出来る、ただし文を書いたり読んだり出来ないというのが4名。日本語の会話

が全く出来ないというのが7名います。このように学校数では4校から7校の3校増、人数につきましても10名から17名というように増加しております。事業の中身ですが、外国人の児童生徒に対する日本語の指導員として、教員免許証を持っている教員のOBを雇います。そして、週1回半日程度を必要な学校巡回して指導にあたりと考えています。

(委員) すいません。ありがとうございます。どんどん増えてきているという事で、先日も市長の記者会見でありましたが、人権センターに多文化共生の為のセンターも作るというような事でした。その辺とも連携を取って頂いて、外国人でも住みやすい名張市にして頂いたらと思います。

(教育長) 多文化共生センターでやることと、この学校の指導員、児童生徒の指導とは違いますので、同じようにはいかないですが、多文化共生センターはコーディネーター役や相談業務を役割としていまして、個別に学校での指導は別途に予算措置をしっかりとって、その中で進めていこうという事です。はい、どうぞ。

(委員) はい、今の件についてお尋ねですけど、児童生徒の対応という事をされていますが、同時にご父兄の方、保護者の方とのコミュニケーションも担当される現場の教員の負担、学校との良好なコミュニケーションの維持・向上という事についてはどのような課題がありますか。これは以前に、特別支援の学校で伺った話で、やはり子どもは子ども、学校の中で慣れていくけども親御さんは学校とは離れた所で普段生活されていると同時に学校から色々なお便りが来たりとか連絡が来ても全く文化的に受け入れられない事と、それから言葉の問題があったりして、意思疎通が非常に難しい場合があるという事も聞いていますけど、そういう課題についての対応としてはどういう事を考えていますか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 難しいですが、ひとつは先程言ったボランティアであったり県の巡回員だったり、今回配置する指導員が学校へ来た時に、親も仕事をしていますので上手く調整出来ない時もあるとは思いますが、そういうタイミングで話をさせてもらう。それがまずひとつです。もうひとつは、完全な対策ではないですが、今回iPadを学校に整備しますので、翻訳アプリを上手く活用してもらうことも考えています。お便りなどの文書ですが、中々難しくて県の関連の文書については、例えばタガログ語に変換してあるという文書もありますが、そこまでのサポートを学校が行うのは難しいので、そこは追いついてない所が現状としてあります。

(教育長) 補足しますが、17名の子ども出身国別を見ますと、7か国から来ています。使用する言語が同じとは限りませんので非常に難しい所です。ただ、その子達の多くは日本語が話せなくても英語を話せる子が多いので、英語を介してやって頂こうと考えています。ただ、親との関係はそうはいかないと思いますので、その場合は県の巡回相談員でポルトガル語なりタガログ語なりが出来る方がいますので、保護者等への対応のお願いや、緊急を要する際はボランティアの力を借りて、引き続きやっていこうと考えています。

(委員) はい、分かりました。

(教育長) はい、他いかがですか。それではこの件についてはこの程度でとどめておきたい
と思います。他に事務局、委員の皆様から何かありませんか。無いようですので、これを持
ちまして令和元年度第6回定例教育委員会を終えたいと思います。どうもありがとうございました。
いました。